

○施工体制台帳の記載内容と添付書類について

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、平成27年4月1日から、公共工事については、下請契約を締結する場合、下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることになりました。

①【元 請】 受注者の用意するもの

施工体制台帳に記載すべき内容	施工体制台帳に添付すべき書類
☆元請負人に関する事項 ○発注者から請け負った工事内容 ○建設業許可の内容 ○配置技術者の氏名と資格内容 ○健康保険等の加入状況 ★一次下請人に関する事項 ●下請契約した工事の内容 ●施工に必要な建設業許可業種 ●配置技術者の氏名と資格内容 ●健康保険等の加入状況	・発注者との契約書の写し ・下請負人との契約書の写し （注文書・請書及び基本契約書又は約款の写し） ・監理技術者資格者証の写し ・専門技術者等を置いた場合は資格証明の写し ・監理技術者の雇用関係を証明できるものの写し （健康保険証等の写し）

②【下 請】 一次下請が二次・三次下請けと契約する場合に必要な

再下請通知書に記載すべき内容	再下請通知書に添付すべき書類
★一次下請人に関する事項 ●元請と契約した工事の名称 ●建設業の許可番号 ●監督員の氏名 ●健康保険等の加入状況 ■再下請人に関する事項 ▲下請契約した工事の内容 ▲施工に必要な建設業許可業種 ▲配置技術者の氏名と資格内容 ▲健康保険等の加入状況	・再下請負人との契約書の写し （注文書・請書及び基本契約書又は約款の写し）

